

行田市障がい者計画改定のためのアンケート調査

..... アンケート調査ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃から市政運営にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

行田市では、障がいのある・なしにかかわらずだれもが暮らしやすいまちをつくるため、平成24年に『行田市障がい者計画』を策定、さまざまな施策を展開してきましたが、今回、これまでの取組状況を点検し、みなさまの生活の様子やご意見をあらためておうかがいし、より実態に即した新しい『行田市障がい者計画』を策定すべく、市民の皆さまにアンケート調査を実施させていただくことになりました。

調査は無記名で行い、調査結果はすべて統計的な数値として取りまとめますので、どうぞありのままの状況やご意見を、一人でも多くの方からお聞かせいただきたいと存じます。ご多忙の折大変恐縮ですが、調査の趣旨をおくみとりいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成29年8月

行田市長 工藤 正司

ご記入にあたってのお願い

- 1 質問の中で「あなた」とは、このアンケート票が送られた宛名の方（ご本人）をさしています。お答えいただく方はご本人ですが、ご本人がお答えになるのがむずかしい場合には、ご家族の方や介護者の方などがご本人に代わってお答えいただいてもかまいません。
- 2 住所、氏名を記入する必要はありません。
- 3 質問によっては回答する方を限定しているものもありますので、質問の順にお答えください。
- 4 ご記入はボールペン、万年筆、鉛筆などで、黒または青色でお書きください。
- 5 お答えは、あなたのお考えに最も近いと思われる回答を、質問文最後の（ ）内に示された数の範囲で選び、その番号を○で囲んでください。
- 6 「その他（ ）」に○をつけたときは、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。

ご記入いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、

8月31日（木）までに 郵便ポストに投函してください。（切手は不要です）

この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

行田市 福祉課 障害福祉担当

TEL. 048-556-1111（代）／FAX. 048-554-6701

（内線265・266）

あなたご自身についてうかがいます

※注) 以下の内容で [*] 印が付されている用語については、8ページに説明を掲載しています。

問1 あなたの性別は。(1つに○)

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

問2 あなたの年齢は。(1つに○) *平成29年 7月1日時点で

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1. 20歳代 | 3. 40歳代 | 5. 60歳代 |
| 2. 30歳代 | 4. 50歳代 | 6. 70歳以上 |

問3 あなたの職業は。(1つに○)

- | |
|----------------------------|
| 1. 会社員、公務員、団体などの勤め人 |
| 2. パート・アルバイト、臨時雇い、在宅ワーク |
| 3. 自営業、自由業、会社経営 (家族従事者を含む) |
| 4. 農業・林業 |
| 5. 学生 |
| 6. 専業主婦 (夫) |
| 7. 無職 |
| 8. その他 () |

問4 あなたは行田市に住んでどのくらいになりますか。(1つに○)

- | |
|-----------------------------|
| 1. 生まれたときからずっと住んでいる |
| 2. 行田市で生まれ一時市外に住んでいたが、戻ってきた |
| 3. 市外から転入して20年以上住んでいる |
| 4. 市外から転入して10～19年住んでいる |
| 5. 市外から転入して5～9年住んでいる |
| 6. 市外から転入して5年未満住んでいる |

問5 あなたの現在の住所は、市内のどちら(地区)ですか。(1つに○)

- | | | | | |
|-------|-------|--------|--------|---------|
| 1. 忍 | 4. 持田 | 7. 荒木 | 10. 埼玉 | 13. 下忍 |
| 2. 行田 | 5. 星河 | 8. 須加 | 11. 星宮 | 14. 太田 |
| 3. 佐間 | 6. 長野 | 9. 北河原 | 12. 太井 | 15. 南河原 |

あなたの生活についてうかがいます

問6 あなたは現在の生活に満足していますか。(1つに○)

1. 満足

3. やや不満

5. わからない

2. ほぼ満足

4. 不満

→ 次は問6-2へ

問6-1 (問6で「1」か「2」とお答えの方へ)

あなたが、生活に満足していると思う理由は何ですか。(2つまでに○)

1. 配偶者や家族がいるから

6. 自分が好きなことをしているから

2. 仕事や学業をしているから

7. 生活していくだけのお金があるから

3. 自分の家を持っているから

8. 地域とのつながりがあるから

4. 健康で暮らしているから

9. その他 ()

5. 恋人がいるから

→ 次は問7へ

問6-2 (6で「3」か「4」とお答えの方へ)

あなたが、生活に満足していないと思う理由は何ですか。(2つまでに○)

1. 配偶者や家族がいないから

6. 自分が好きなことをしていないから

2. 仕事や学業をしていないから

7. 生活していくだけのお金がないから

3. 自分の家を持っていないから

8. 地域とのつながりがないから

4. 健康ではないから

9. その他 ()

5. 恋人がいないから

障がいのある人との交流などについてうかがいます

問7 あなたは、今まで障がいのある人と、日常生活の中で接する機会がありましたか。

(あてはまるものすべてに○)

※ここでいう「障がいのある人」とは、身体に障がいのある身体障がい者、知的発達に障がいのある知的障がい者、精神疾患のある精神障がい者、および難病患者をいいます。

1. 家族や親戚に障がいのある人がいる・いた
2. 友人や知人に障がいのある人がいる・いた
3. 近所や買い物先等に障がいのある人がいる・いた
4. 地域の行事などで知り合った
5. 学校で一緒に勉強した・している
6. 職場で一緒に働いている・働いた
7. ボランティア活動で知り合った
8. ふれあう機会はなかった
9. その他 ()

問8 あなたは、今までに下記で挙げているようなことについて学んだ経験はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 目の不自由な人の誘導や案内のし方
2. 耳の不自由な人の困りごとや案内の仕方、コミュニケーションのとり方
3. 言語障がいのある人の困りごとや対応の仕方
4. 車いすの使い方
5. 高齢者の困りごとや高齢者擬似体験
6. 内部障がい（心臓や腎臓、呼吸器の障がい、外見からわからない障がい）について
7. 高次脳機能障がい[*]の内容、その障がいのある方との関わり方について
8. 知的障がいのある方との関わり方について
9. 発達障がい[*]のある方との関わり方について
10. 精神障がいのある方との関わり方について
11. その他 ()
12. 上記のようなことを学んだことはない

問9 あなたは、障がいのある人が街なかなどで実際に困っているのを見かけたとき、どのような行動をとりましたか、または見かけたときにはとれると思いますか。(1つに○)

1. 自ら声をかけ、困っていることについて手伝ったことがある、またはできると思う
2. 困っている人に頼まれたときに、対応したことがある、またはできると思う
3. できることはあると思うが、なかなか行動には移せないと思う
4. 困っているような場面を見かけても、できることはないと思う
5. 困っているような場面は見かけたことがない、想像することができない
6. その他 ()

問10 「障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会(共生社会)を実現しよう」という考え方について、どのように思いますか。(1つに○)

1. 賛成する
2. ある程度賛成する
3. あまり賛成できない
4. まったく賛成できない
5. わからない

問11 あなたは、地域社会の中に障がいのある人への差別・偏見があると思いますか。(それぞれ1つずつに○)

- | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|----------|
| (1) 身体障がい者に対して | → | 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
| (2) 知的障がい者に対して | → | 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
| (3) 精神障がい者に対して | → | 1. ある | 2. ない | 3. わからない |

問12 あなたは、今までに障がい者を差別したことがありますか。(1つに○)

1. ある 2. ない 3. どのようなことが差別になるのかわからない

問13 あなたは、ここ数年、社会の中で障がいのある人に対する理解は深まってきていると思いますか。(1つに○)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. かなり深まっている | 4. まったく深まっていない |
| 2. ある程度深まっている | 5. わからない |
| 3. あまり深まっていない | |

問14 今後、行田市における「障がい者差別禁止条例[*]」の制定の必要性をどのように考えますか。(1つに○)

1. 必要である	2. 必要ない	3. わからない
----------	---------	----------

問15 障がいのある人とない人がお互いに理解しあい、共に生きる社会をつくっていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまでに○)

1. 障がいのある人とない人が交流する機会を設ける
2. 健常者が障がいについての理解を深められるよう、健常者への情報提供を充実する
3. 学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する
4. 障がい児と健常児の交流教育、統合教育を実施する
5. 障がい者へのボランティア活動を活発にする
6. 障がい者がさまざまな活動に参加できるよう周囲の人が誘いの声をかける
7. 障がい者が外出しやすいよう、外出の介助を充実する
8. 建物・設備などが障がい者にも利用しやすいよう改善する
9. 障がい者が自分からすすんで行動できるような環境を整備する
10. 障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する
11. その他 ()
12. わからない

福祉のまちづくりについてうかがいます

問16 あなたは、今後、障がいのある人の支援について、誰が主体になって取り組むのが望ましいと考えますか。3つまで選び、選んだ選択肢の左の欄に、重要と思われる順番に「1」「2」「3」の数字を入れてください。

1. 障がい当事者 (障がい者本人やその家族、親族)	4. 友人・知人
2. 行政	5. ボランティア
3. 隣近所の人	6. その他 ()

問17 あなたは、次のようなことばを知っていますか。(1)～(7)のそれぞれについて、あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。

項 目	内容まで知っている	ことばを見聞きしたことはある	知らなかった
(1) 障がい者週間 (12月3～9日)	1	2	3
(2) 身体障害者補助犬法 [*]	1	2	3
(3) バリアフリー新法 (「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)	1	2	3
(4) 障害者虐待防止法	1	2	3
(5) 障害者差別解消法	1	2	3
(6) 彩の国ふれあいピック	1	2	3
(7) 市総合福祉会館 (『やすらぎの里』)	1	2	3
(8) 成年後見制度 [*]	1	2	3

問18 市内の公共施設などを、障がいのある人や高齢者も利用しやすいようにするために特に必要だと思うのはどのようなことですか。(3つまでに○)

1. 歩道の設置・拡幅
2. 道路の段差の解消
3. 点字ブロック、音声式信号の導入
4. 車いすで使える障がい者用トイレの設置
5. 障がい者用駐車場の設置
6. 車いすが通れるような出入口の拡幅
7. エレベーター、エスカレーターの設定
8. 建物の出入口のスロープ化
9. 建物の出入口の自動ドア化
10. 廊下・階段の拡幅、手すりの設置
11. リフト付き低床バスの導入
12. その他 ()
13. 特にない

問19 行田市としてはこれから、障がいのある人のために、特にどのような施策に力を入れる必要があるとあなたは思われますか。(3つまでに○)

1. 病気・障がいの発生を予防し、早い段階で適切な治療や療育を進める
2. 障がいのある人とない人との交流を推進し、相互理解を深める
3. 学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める
4. 障がいのある人の働く場の確保や就労環境を改善する
5. 就労継続支援事業所、作業所など、福祉的就労[*]の場を整備する
6. ホームヘルプサービスなど地域で暮らせるような福祉サービスを充実する
7. 障がいのある人の入所施設を整備する
8. 精神障がい者や難病患者も、身体、知的障がい者と同じぐらいの水準の福祉制度を利用できるよう努める
9. 障がいのある人も利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する
10. 障がいのある人が住みやすい住宅を確保したり、居住環境を改善する
11. グループホームなど同じ障がいのある人同士で暮らせる場を確保する
12. 障がいのある人が参加しやすい生涯学習活動等を充実する
13. 障がいのある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実する
14. その他 ()
15. 特にない

ことば

◇**高次脳機能障がい** 交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの機能障がい。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できないこともある。

◇**発達障がい** 学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、広汎性発達障がい、アスペルガー症候群、自閉症、高機能自閉症など、先天的な脳機能の障がいを総称するもの。

◇**障がい者差別禁止条例** 障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現をめざすとともに、障がいを理由に障がい者を不利に扱うことを禁じるもので、千葉県、北海道、岩手県、熊本県、さいたま市などで条例が制定されている。

◇**身体障害者補助犬法** 身体障がい者補助犬（視覚障がい者のための「盲導犬」、肢体不自由者のための「介助犬」、聴覚障がい者のための「聴導犬」）の訓練事業者および使用者の義務を定めるとともに、身体障がい者が公共的施設で、公共交通機関等を利用する場合において補助犬を同伴することができるようにするための法律。平成15年10月から全面施行。

◇**成年後見制度** 判断能力が不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをし、その方を援助してくれる人（「後見人」等）を付け、財産管理や福祉サービスの利用などを任せる制度。

◇**福祉的就労** 会社などにおける「一般就労」に対して、障がいのある人が施設や作業所などで働くことをいう。

…………… ご意見をお寄せください……………

◎ 最後に、ご意見、ご要望などございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。返信用封筒に入れ、**8月31日（木）**までに郵便ポストに投函してください。